



令和2年3月24日

令和元年度実施の認証評価等の評価結果について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構では、学校教育法第109条及び第123条の規定に基づき、大学、高等専門学校及び法科大学院の認証評価を行っています。

このたび、令和元年度実施の認証評価等の評価結果を取りまとめ、文部科学大臣に報告するとともに、各対象機関及び設置者に通知しましたので、お知らせいたします。

また、認証評価とは別に、令和元年度に大学等の希望に応じて当機構が独自に行った選択評価の結果についても、あわせて公表いたします。

1. 認証評価

別紙2～5のとおり。

① 大学

〔評価対象機関〕16大学（国立16大学）

〔評価結果〕いずれの大学も、評価基準を満たしている。

② 高等専門学校

〔評価対象機関〕13高等専門学校（国立11校、公立1校、私立1校）

〔評価結果〕いずれの高等専門学校も、評価基準を満たしている。

③ 法科大学院

〔評価対象機関〕1法科大学院（国立1大学）

〔評価結果〕評価基準に適合している。

2. 選択評価

別紙6～7のとおり。

- ・評価事項A「研究活動の状況」（高等専門学校）
- ・評価事項B「地域貢献活動等の状況」（高等専門学校）
- ・評価事項C「教育の国際化の状況」（大学）

<担当>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（本館：小平市学園西町）

評価事業部長 佐藤 昭博（042-307-1606）

評価支援課長 富森ゆみ子（042-307-1640）

【大学関係】 評価支援課課長補佐 齊藤 健（042-307-1641）

【高等専門学校関係】 同 上 同 上

【法科大学院関係】 同 上 同 上



令和元年度実施の認証評価等の評価結果について 配付資料等一覧

- 資料 1 大学機関別認証評価結果の概要
- 資料 2 高等専門学校機関別認証評価結果の概要
- 資料 3 法科大学院認証評価結果の概要

<令和元年度実施の認証評価等に関する評価結果について>

令和元年度実施の認証評価等に関する評価結果につきましては、機構の下記ウェブサイトにて公開しており、評価結果のPDFがダウンロード出来ます。

【認証評価】

- 令和元年度 大学機関別認証評価の評価結果（16大学分）
URL: https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_hyokakekka/r_1.html
- 令和元年度 高等専門学校機関別認証評価実施結果報告（13高等専門学校分）
URL: https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyokakekka/r_1.html
- 令和元年度 法科大学院認証評価実施結果報告（1法科大学院分）
URL: https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_hyokakekka/r_1.html

【選択評価】

- 令和元年度 大学機関別選択評価の評価結果（1大学分）
URL: https://www.niad.ac.jp/evaluation/selection_evaluation/se_university/daigakukika_hyokakekka/r_1.html
- 令和元年度 選択的評価事項に係る評価実施結果報告（11高等専門学校分）
URL: https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyokakekka/r_1.html

※ 評価結果において使用する専門的用語については、大学改革支援・学位授与機構刊「高等教育に関する質保証関係用語集」（第4版、2016）をご参照ください。

URL: http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/publish/no17_glossary_4th_edition.pdf



認証評価及び選択評価について

認証評価

国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています。

また、専門職大学院（法科大学院等）を置く大学は、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関し、5年以内ごとに、認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられています。

【参考：根拠法令】

学校教育法第109条第2項（抜粋）

大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

学校教育法第109条第3項（抜粋）

専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。

学校教育法第123条

第37条第14項、第59条、第60条第6項、第94条（設置基準に係る部分に限る。）、第95条、第98条、第105条から第107条まで、第109条（第3項を除く。）及び第110条から第113条までの規定は、高等専門学校に準用する。

学校教育法施行令第40条

法第109条第2項（法第123条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は7年以内、法第109条第3項の政令で定める期間は5年以内とする。

選択評価

認証評価とは別に、機構が独自に行う第三者評価として、大学は「研究活動の状況」「地域貢献活動の状況」「教育の国際化の状況」の3つを機関別選択評価事項として、高等専門学校は「研究活動の状況」「地域貢献活動等の状況」の2つを選択的評価事項として定め、大学等の希望に応じて評価を実施しています。

【評価事項】

	評価事項A	評価事項B	評価事項C
大学	研究活動の状況	地域貢献活動の状況	教育の国際化の状況
高等専門学校	研究活動の状況	地域貢献活動等の状況	—

令和元年度実施の認証評価の評価結果

1. 大学機関別認証評価 (評価対象機関【16大学】)

評価基準を満たしている

- | | | |
|----------------|---------|------------|
| (国立)・室蘭工業大学 | ・北見工業大学 | ・弘前大学 |
| ・岩手大学 | ・山形大学 | ・東京外国語大学 |
| ・長岡技術科学大学 | ・岐阜大学 | ・豊橋技術科学大学 |
| ・京都大学 | ・京都教育大学 | ・和歌山大学 |
| ・徳島大学 | ・鳴門教育大学 | ・総合研究大学院大学 |
| ・北陸先端科学技術大学院大学 | | |

評価基準を満たしていない

該当なし

2. 高等専門学校機関別認証評価 (評価対象機関【13高等専門学校】)

評価基準を満たしている

- | | |
|---------------------|-------------|
| (国立)・釧路工業高等専門学校 | ・一関工業高等専門学校 |
| ・茨城工業高等専門学校 | ・福井工業高等専門学校 |
| ・和歌山工業高等専門学校 | ・徳山工業高等専門学校 |
| ・高知工業高等専門学校 | ・有明工業高等専門学校 |
| ・佐世保工業高等専門学校 | ・都城工業高等専門学校 |
| ・鹿児島工業高等専門学校 | |
| (公立)・東京都立産業技術高等専門学校 | |
| (私立)・国際高等専門学校 | |

評価基準を満たしていない

該当なし

3. 法科大学院認証評価 (評価対象【1法科大学院】)

評価基準適合

- (国立)・筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻

評価基準不適合

該当なし



令和元年度 大学機関別認証評価結果の概要

評価結果

〔評価対象機関〕 16大学（国立16大学）

〔評価結果〕 いずれの大学も、当機構が定める大学評価基準を満たしている。

認証評価委員会の所見

機構が実施する大学機関別認証評価は、今年度より3巡目を迎え、新たな大学評価基準によるものとなった。新たな大学評価基準においては、内部質保証に関する基準（領域2）の一部を重点評価項目とし、大学の教育研究活動等の質を維持し、向上を図ることを目的とした内部質保証の体制や手順が整備され、機能しているか等について重点的に評価を行うため、内部質保証に関する専門部会を新たに設置した。

その結果、評価を行った16大学について、内部質保証の体制や手順が整備されていることを確認し、重点評価項目である基準を満たしていると判断した。ただし、内部質保証に関する理解がまだ十分に定着していないためか、体制や手順については、大学の外部からみて理解できるような明文化が十分になされていない大学も見受けられ、評価の過程において明文化を求め、その経緯を基準ごとの判断の根拠・理由の一部として記載した。

さらに今年度からは、信頼できる第三者による検証、助言等の報告書（評価結果）をもって、教育課程と学習成果に関する基準（領域6）の自己評価に代えることができるとし、分野別の認証評価（専門職大学院を置く大学に対する認証評価）、医学や工学の分野における国際的な認証を得た評価、さらに、国際連合関係組織による評価などを活用しつつ高等教育の質保証を行う体制を確立している。

評価結果のポイント

内部質保証に関する基準（領域2）においては、重点評価項目である基準を満たしていると判断し、3大学について、「内部質保証が優れて機能している。」と高く評価している。

学生受入に関する基準（領域5）においては、学部・研究科ごとの入学定員の充足率又は超過率が著しく適正を欠く場合には基準5-3を満たさないこととし、複数の大学について大学院課程の状況から当該基準を満たさないとの判断を行い、改善する必要があると指摘した。

教育課程と学習成果に関する基準（領域6）においては、学科・専攻等における教育課程の状況を踏まえ、学部・研究科等の基本組織ごとに判断した。その結果、学生の学習意欲を向上させる優れた取組に挑戦しつつも、質の維持を担保できていることを客観的には確認できなかった2大学については、基準を満たさないとの判断を行い、改善する必要があると指摘した。

また、優れた点については、大学において自己評価された「優れた成果が確認できる取組」の分析を行い、成果が確認できたものについて評価している。

今年度の評価における主な優れた点は以下のとおりである。

【内部質保証】（評価結果概要において、内部質保証が優れて機能している根拠として記載）

- ・ 「教育の内部質保証に関する方針・手順に基づくモニタリング及びレビューのガイドライン」で教育の内部質保証で行う点検事項を定めており、部局又は全学において、

学生、既卒者及び企業等など関係者へのアンケートを定期的に行うこととしている。また、同ガイドラインでは点検に基づき必要な改善提案も定めており、「教育の内部質保証に関する方針・手順」において、改善提案に基づき学長が改善提言を行い、教育改善推進専門部会、教務委員会を通じて各部局で改善計画を検討・実施することとしている。同ガイドラインの策定に先立ち試行的に実施した平成30年度モニタリング・レビューにおいても、各学部から項目ごとの所見や改善提案が出され、部局からの報告を専門部会で検証した結果を受け、学長から改善指示を行っている。(和歌山大学)

- ・ 実施要領を定め、教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査、学生生活実態調査、学生の学修に関する実態調査を実施し、分析結果を報告書にまとめることを通じて、学生からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行い、正課外における学生の英語学習支援を強化するなど、それらの意見を反映した取組につなげている。(徳島大学)
- ・ 技術者教育プログラム認定取得を学士課程の全課程に展開し、内部質保証に対する社会的信頼を高めているとともに、その認定申請に係る自己点検項目の評価の観点を準用して大学院の教育課程の自己点検評価を行っている。(豊橋技術科学大学)

【施設設備及び学生支援】

- ・ カウンセリングセンター、キャリアサポートセンター及び障害学生支援室を統合し、学生総合支援センターを設置し、支援の現場における全学的連携を強化した上で、学部・研究科等にその状況に則した個別の取組（心理系、医療系資格を持つスタッフの配置や相談室の設置等）を実施することを通じて、部局分散・連携・間接支援型の充実した相談体制への移行を実現している。さらに、「京都大学基金企業寄附奨学金制度（CES）」、「京都大学修学支援基金給付奨学金」、人間・環境学研究科の博士後期課程学生を中心とした出版助成など多様な経済支援を充実させることによって、各種学術賞の受賞、海外や国内遠隔地で開催・実施された国際会議や野外調査等が実現するなど、効果的な学生支援の取組が実施されている。(京都大学)

【学生受入】

- ・ 博士前期課程の志願者数は平成27年度まで低迷していたが、近隣大学キャンパス内での大学院説明会、受験生のためのオープンキャンパスの実施、Uターン奨励金の対象者の拡大、広報活動等に継続的に取り組んだ結果、先端科学技術専攻においては、平成30年度入試の志願者数が対前年度比16%増となり、入学定員充足率は安定した水準を維持している。(北陸先端科学技術大学院大学)

【教育課程と学習成果】

- ・ 修士課程に進学予定の学部4年次生を対象に約5か月の長期インターンシップとして、海外を含む企業等での「実務訓練」を必修科目として実施している。(長岡技術科学大学)
- ・ 企業や海外での「実務訓練」を学部4年次に必修科目（6単位）として実施し、それをベースに大学院博士課程の課題解決型長期インターンシップ、海外インターンシップ、MOT企業実習、大学院博士後期課程実務訓練を正課として実施し、実践的技術感覚の体得や課題解決力の養成に役立っている。(豊橋技術科学大学)



令和元年度高等専門学校機関別認証評価結果の概要

評価結果

〔評価対象機関〕13高等専門学校（国立11校、公立1校、私立1校）

〔評価結果〕いずれの高等専門学校も、当機構が定める高等専門学校評価基準を満たしている。また、重点評価項目である評価の視点1-1の内容を全て満たしている。

認証評価委員会の所見

重点評価項目を設け段階別評価を行った教育の内部質保証システムに関しては、全ての高等専門学校が「重点評価項目の内容を全て満たしている」状況にあった。また、創造力・実践力を育む教育方法の工夫に関する優れた取組に加え、国際性の向上を図る取組が定着しつつあること、就職・進学状況が引き続き極めて良好であることなどが認められた。

なお、「改善を要する点」として、多くの高等専門学校において、成績評価の内容・方法等に関する指摘がなされており、早急な改善が望まれる。

評価結果のポイント

3巡目の認証評価では、これまで重視してきた「教育の内部質保証システム」をより的確に評価できるよう、重点評価項目を設定し、段階別評価を行っている。その結果、昨年度と同様、全ての高等専門学校において重点評価項目の内容を満たしている状況にあった。また、従来から重視してきた「創造力・実践力を育む教育方法の工夫」に加え、「国際性を養成するための教育方法の工夫」を重視している。これらに係る今年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

【創造力・実践力を育む教育方法の工夫】

- 創造力・実践力を育む教育方法の工夫として、2年次に全コース共通で「課題研究Ⅰ」を開講しており、一般教育科も含めた複数の教員が設定する研究課題の中から学生が選択し、それぞれの研究課題に取り組むことで、研究活動の基本的な進め方を学ぶことができるようにしている。3年次には全コース共通で「課題研究Ⅱ」を開講しており、「課題研究Ⅰ」を履修した経験を基に、コースごとに設定された各専門分野における課題に対して、研究の進め方やまとめ方等を身に付けることを目的としている。また、メカニクスコースの4年次に「創造設計演習Ⅰ」を開講しており、手巻ウインチの設計を題材として、一連の設計手順を学ぶ過程の中で創造力の育成を図っている。そのほか、情報システムコースの4年次に「情報システム演習Ⅲ」を開講しており、システムソフトウェアの開発を通して一連のソフトウェア開発工程を学ぶとともに、与えられたテーマに沿って学生が自らソフトウェアを設計・開発することで創造力・実践力の育成を図っている。これらの工夫の結果、研究論文執筆、学会や国際会議での発表、競技会への参加や受賞等、成果を上げている。（有明工業高等専門学校）

【国際性を育む教育方法の工夫】

- グローバル社会で活躍する人材育成を進める中で、国立高等専門学校機構グローバル高専事業（展開型）、文部科学省大学教育再生加速プログラム（テーマV）により、英語力にとどまらず、異文化対応力や地域のグローバル化における課題解決型の教育プログラムを展開し、海外派遣留学生数、留学生受入者数が増加している。（徳山工

業高等専門学校)

- 国際理工学科では、国際的に活躍する技術者育成への配慮として、理工系科目を統合的に学ぶSTEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics) 教育科目群を英語で実施し、それらの学習支援の授業科目として、「ブリッジイングリッシュ」を開講している。(国際高等専門学校)

令和元年度法科大学院認証評価結果の概要

評価結果

〔評価対象機関〕 1 法科大学院（国立1大学）

〔評価結果〕 評価基準適合 : 筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻

評価結果のポイント

今年度の主な指摘事項は、以下のとおりである。

【優れた点】

- ・ 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員18年以上の実務経験を有している。

【特色ある点】

- ・ 場所的・時間的障害を解消するため、ICTの活用により、出張先等の遠隔地から教室で行われている授業に同時参加できる制度及び他法科大学院の授業科目の受講機会が提供されているほか、社会人学生の個々の状況に応じたきめ細かな学生支援がなされているなど、社会人学生の特性に応じた取組が実施されている。

【留意すべき点】

- ・ 成績評価の考慮要素について、教務委員会でシラバスチェックによる運用が行われているものの、兼任教員を含む教員間での考え方の共有を図るよう留意する必要がある。

【改善すべき点】

- ・ 成績評価に関するデータが一部の兼任教員及び兼任教員に共有されていないため、成績評価に関するデータの共有について改善を図る必要がある。
- ・ 自己点検及び評価において修了者の進路及び活動状況が評価項目に含まれていないため、評価項目に含めるよう改善を図る必要がある。

令和元年度 大学機関別選択評価に係る評価結果の概要

評価結果

[選択評価事項C「教育の国際化の状況」] (国立1大学)

- ・ 目的の達成状況が極めて良好である。
九州工業大学

※評価結果は、「極めて良好」、「良好」、「おおむね良好」、「不十分」の4段階で評価。

評価結果のポイント

選択評価事項C「教育の国際化の状況」については、以下の3つの項目について一般的な水準に照らして以下のように判定している。「国際的な教育環境の構築」については一般的な水準から卓越している。「外国人学生の受入」については一般的な水準から卓越している。また、「国内学生の海外派遣」については一般的な水準から卓越している。

主な優れた点は、以下のとおりである。

- ・ グローバルに活躍する技術者に求められるコンピテンシーの5つの要素（多様な文化の受容、コミュニケーション力、自律的学習力、課題発見・解決力（探求する力）、デザイン力（エンジニアリング・デザイン））を評価し、その実現を目的として、5つの柱（海外学習体験（Study Abroad）、海外就業体験（Work Abroad）、グローバル教養教育、語学教育、留学生との協働学習）からなる国際化の方針を定め、学生の理解を得ながら、それぞれについて独自の具体的な取り組みを、教職員が一体となって推進し、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」及び「国内学生の海外派遣」について、優れた成果を上げている。
- ・ 海外派遣の促進のために、外部及び大学独自の経済支援を行っている。特にEUエラスムス+には、平成28年度から平成29年度にかけてパートナー大学として毎年度1件が採択され、ロレーヌ大学（フランス）との交流では国際共同研究チームの形成に繋がっている。
- ・ 平成25年度にマレーシアプトラ大学（UPM）にMS SCを設置しているだけでなく、さらに平成30年度に2つ目の拠点をキングモンクット工科大学北バンコク校（タイ）に設置するなど、海外拠点を計画的に展開している。
- ・ 海外の交流協定校との教育研究連携の実績調査及び評価を、国際戦略室が主体となって毎年実施しており、この調査・評価により140を超える国際交流協定校との連携が可視化され、国際化の推進に活用されている。

令和元年度 高等専門学校選択的評価事項に係る評価結果の概要

評価結果

[選択的評価事項A「研究活動の状況」]

(国立11校)

- ・ 目的の達成状況が良好である。
一関工業高等専門学校、茨城工業高等専門学校、有明工業高等専門学校
- ・ 目的の達成状況がおおむね良好である
釧路工業高等専門学校、福井工業高等専門学校、和歌山工業高等専門学校、
徳山工業高等専門学校、高知工業高等専門学校、佐世保工業高等専門学校
都城工業高等専門学校、鹿児島工業高等専門学校

[選択的評価事項B「地域貢献活動等の状況」]

(国立11校)

- ・ 目的の達成状況が良好である。
一関工業高等専門学校、茨城工業高等専門学校、有明工業高等専門学校、
- ・ 目的の達成状況がおおむね良好である
釧路工業高等専門学校、福井工業高等専門学校、和歌山工業高等専門学校、
徳山工業高等専門学校、高知工業高等専門学校、佐世保工業高等専門学校
都城工業高等専門学校、鹿児島工業高等専門学校

※評価結果は、「目的の達成状況が非常に優れている」、「目的の達成状況が良好である」、「目的の達成状況がおおむね良好である」、「目的の達成状況が不十分である」の4段階で評価